

(別紙)

厚生労働省の業務改善事例

(平成22年6月第3週までの報告分)

○改善事例1

出来高病棟に入院している患者が他の医療機関を外来受診した場合における、
薬剤の処方取扱いの見直し

【改善点】

出来高病棟に入院している患者が、何らかの事情により他の医療機関を外来受診し、薬剤の処方を受けることがあります。

このような、他の医療機関での薬剤の処方については、「入院中の患者の処方管理を含めた全身管理は、入院している医療機関で行うことが望ましい」との考え方から、これまでは、入院している医療機関で取り扱うこととしてきたところでした。

これについて、中医協において問題提起がなされ、御議論いただいた結果、患者の利便性や入院している医療機関の負担を考慮し、外来受診した他の医療機関で、薬剤の処方を取り扱うことができることとしました。(6月4日から実施)

(照会先)

保険局医療課企画法令第1係(内線3288)

○改善事例 2

中国残留邦人等への支援に関する「しおり」の見直し

【改善点】

中国残留邦人等に対する支援策をより多くの方に御理解いただけるようにするため、これまで作成・配布していた「支援給付のしおり」について、制度の内容を分かりやすく説明するなど、見直しを行うこととしました。（7月末に完成予定）

併せて、支援業務に従事する自治体職員の参考となるよう、制度の運用に当たっての心得や、生活保護制度との違いなどを加えた「自治体職員用しおり」を、新たに作成することとしました。

（照会先）

社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室給付係（内線 4534）

○改善事例 3

60歳～64歳の年金受給権者が退職をして継続再雇用された場合における在職老齢年金の運用の見直し

【改善点】

これまで、60歳～64歳で年金を受給している厚生年金の被保険者が、定年退職した後、継続再雇用された場合に限って、使用関係が一旦中断したものとみなして就業実態に応じた在職老齢年金の弾力的な運用を図っていました。

これについて、こうした取扱いを定年退職に限って認めていることは不公平ではないかといった指摘が、「国民の皆様の声」として寄せられました。

この指摘を踏まえ、検討した結果、60歳～64歳の年金を受給している厚生年金の被保険者の方が、定年によらず退職して継続再雇用された場合にも、定年退職の場合と同様の取扱いをすることができることとしました。

(6月10日に日本年金機構に通知を発出)

(照会先)

年金局年金課企画法令第2係 (内線 3336)

○今週の現場訪問・意見交換 1

インドネシア人看護師候補者を受け入れている病院への訪問

【概要】

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者受入れの実態を把握し、今後の支援策の検討の参考とするため、インドネシア人の看護師候補者が就労している都内の病院を訪問し、研修を担当する職員の方と候補者ご本人からお話を伺い、意見交換を行いました。

意見交換において、研修を担当する職員の方からは、

- ・ 日本語独特の表現の理解が難しいため、文章の意味を理解するまでに時間がかかるようだ。
- ・ インドネシアと日本との疾病構造等が異なるせいか、看護に関する知識について説明を要するものがある。

といったご意見等をいただきました。

また、候補者ご本人からは、

- ・ 目標は国家試験合格であり、合格して家族を日本に呼びたい。日本で看護師として働きたい理由は、医療機器など日本の医療レベルが高いから。
- ・ 日本語を話すことは上達してきたが、漢字を書くことが難しい。
- ・ インドネシア政府から、仕事内容や給与について、事前に十分な説明がなかった。

といったご意見等をいただきました。

（照会先）

医政局看護課（内線 2599）

○今週の現場訪問・意見交換 2

高知県における重点分野雇用創造事業の実施現場の訪問

【概要】

雇用失業情勢が厳しい中で、成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業として、「重点分野雇用創造事業」を実施しています。

その実施状況を把握し、今後の施策の参考とするため、本省の職員2名が、高知県、須崎市、高知労働局をそれぞれ訪問し、事業の進捗状況等について職員からヒアリングを行いました。また、その機会に併せて、本事業により観光ガイドを配置する事業等を受託した企業を訪問し、意見交換を行いました。

高知県担当者との意見交換では、

- ・ 雇用失業情勢の厳しい地域にあって雇用の下支えとしてよく機能しており、引き続き事業を通じて地域の活性化を図っていきたい。
- ・ 県の経済活性化のためのトータルプランである「高知県産業振興計画」を具体化する際に本事業を有効活用している。
- ・ 重点分野雇用創造事業を構成している重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業間における財源の融通が可能になれば、更に事業立案がしやすくなる。

等のご意見をいただきました。

また、事業受託企業で新たに雇用された方からは、

- ・ 地元の方や観光客から喜んでもらえる仕事にやりがいを感じている。
- ・ まちの活性化の力になりたいと思い応募したが、自分も知らなかった地元の魅力を再発見することができた。

等のご意見をいただきました。

(参考) 重点分野雇用創造事業の概要

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_07.pdf

(照会先)

職業安定局地域雇用対策室地域雇用創出係 (内線 5794)

地域雇用創出第二係 (内線 5318)

(注) この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例や実態把握のための取組の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。